

広島県教育委員会規則第六号

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(実施校及び設置学科) 第二条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）は広島県立東高等学校とし、その設置学科は普通科とする。</p> | <p>(実施校及び設置学科) 第二条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）及びその設置学科は、次のとおりとする。 一 広島県立西高等学校 普通科 二 広島県立東高等学校 普通科</p> |
| <p>(学習指導) 第八条 (略)</p> | <p>(学習指導) 第八条 (略)</p> |
| <p>3・4 (略)</p> <p>(試験方法) 第十条 試験は、前期末試験及び後期末試験とする。</p> | <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、生徒が三月以上にわたつて前項の学習報告書を提出しないときは、その生徒から学習報告書延期届を提出させなければならぬ。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(試験方法) 第十条 試験は、中間試験及び終末試験とする。</p> |
| <p>2 前期末試験及び後期末試験は、各教科・科目の所定の学習報告書を提出し、及び所定の面接指導に出席した者について行う。</p> | <p>2 中間試験は、各教科・科目の学習の中途において所定の単元を履修した者について行う。</p> <p>3 終末試験は、各教科・科目の全体にわたつて所定の学習報告書を提出し、及び所定の面接指導に出席した者について行う。</p> |
| <p>3 (略)</p> <p>(単位の認定等) 第十二条 (略)</p> | <p>4 (略)</p> <p>(単位の認定等) 第十一条の二 (略)</p> |
| <p>(同時に履修できる科目数) 第十二条 生徒が同時に履修できる科目数は、十二科目以内とする。</p> <p>第十三条 (略)</p> | <p>(同時に履修できる科目数) 第十二条 生徒が同時に履修できる科目数は、十二科目以内とする。</p> <p>第十三条 (略)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第十四条 (技能連携等) (略)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>第二十条・第二十一条 (略)</p> | <p>(年間修得単位数)</p> <p>第十四条 生徒が通信教育のみによつて、一年間に修得できる各教科・科目等の単位数の合計は、三十単位以内とする。</p> <p>(技能連携等)</p> <p>第十四条の二 (略)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>(併修する場合の単位数)</p> <p>第二十条 前条の規定により併修することができる年間単位数の合計は、定時制の過程において修得する年間単位数とあわせて三十単位をこえてはならない。</p> <p>第二十一条・第二十一条の二 (略)</p> |
|---|---|

附 則

この教育委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。